

令和2年2月19日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市環境保全審議会

会長 加藤 忠哉



都市計画道路鈴鹿亀山道路環境影響評価準備書についての審議について（答申）

令和元年12月26日付け亀環第01-1923号で諮問のありましたみだしのことについては審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

本事業計画については、次のとおり意見があるので十分留意されたい。

- 1、根拠となる調査結果データの提示と合わせたうえで十分な分析を行い、具体的な数値により評価を行っていただきたい。
- 2、環境影響評価法に定められた項目のみを評価するのではなく、施工する上で生じることが予想される事象や影響を十分検討の上抽出し、評価に加えていただきたい。
- 3、今後施工までの期間に現地環境が変化することから、過去のデータに捉われず必ず現地の実情を精査したうえで、あらゆる環境影響について必要に応じて柔軟に対策を講じていただきたい。
- 4、各項目に対する詳細な意見について、別紙一覧に付すのでご配慮いただきたい。

以上



準備書各項目に対する詳細な意見一覧

番号	意見
1	水質については、方法書に対する意見を付したものの、予測評価が水の濁りのみを対象としており、環境に与える影響の評価としては不十分である。水に含まれる化学物質にも影響を及ぼすこともあるため、工事期間を通して様々な水質項目をモニタリングするとともに、影響を低減させる措置を講じていただきたい。
2	能褒野橋付近に水道水源があるため、上水道として利用される水の水質の変化など、工事に伴うあらゆる影響の有無を評価し、水源地への影響が生じないよう詳細設計し、施工までに亀山市へ協議いただきたい。
3	本線は、圃場を分断する計画であるため、付替が伴う農道や用排水路の設置個所や構造を設計する際には、利害関係者の要望を広く聴取していただきたい。また、設置後は適切な維持管理に努めていただきたい。
4	天然記念物や絶滅危惧種のみならず、例えば鈴鹿川河川敷にて生息が確認されている新種の昆虫等、工事区間に存在する特筆すべき動植物に対する影響を低減させるよう、道路や橋梁の設置位置を配慮する等措置を講じていただきたい。
5	工事に伴い他所から搬入し使用する土砂については、本年4月施行の「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に準拠した取扱いを徹底していただきたい。
6	工作物による日照障害や夜間照明による農作物への光害等が懸念されることから、その影響が生じないよう配慮されたい。